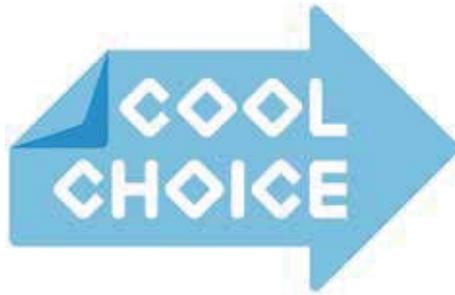


平成28年度
エネルギー対策特別会計における
補助・委託等事業

平成28年2月
環境省





未来のために、いま選ぼう。

平成28年度
エネルギー対策特別会計における
補助・委託等事業



発行 平成28年2月

目次

このパンフレットは、エネルギー対策特別会計を活用し、エネルギー起源二酸化炭素の排出抑制対策を強力に推進し、2030年度に2013年度比26%削減する我が国の新たな温室効果ガス排出削減目標とその先の抜本的な排出削減を着実に実行するため、広く事業内容を知っていただくことを目的として作成したものです。

地方公共団体又は民間団体向け事業

(1) 補助事業

事業名	ページ
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（経済産業省連携事業）	1
公共施設等先進的CO ₂ 排出削減対策モデル事業	3
上水道システムにおける省CO ₂ 促進モデル事業（厚生労働省連携事業）	4
木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業（経済産業省連携事業）	5
廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業	6
地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業	7
低炭素型廃棄物処理支援事業	9
地域におけるLED照明導入促進事業	10
設備の高効率化改修支援モデル事業	11
業務用ビル等における省CO ₂ 促進事業（一部経済産業省・国土交通省連携事業）	12
低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業	13
省CO ₂ 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業（国土交通省等連携事業）	14
低炭素化に向けた公共交通利用転換事業（国土交通省連携事業）	17
先進環境対応トラック・バス導入加速事業（国土交通省・経済産業省連携事業）	18
L2 - Tech（先導的低炭素技術）導入拡大推進事業	19
CO ₂ 削減ポテンシャル診断推進事業	20
再エネ等を活用した水素社会推進事業（一部経済産業省連携事業）	21
廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業	22
離島の低炭素地域づくり推進事業	23
地域経済と連携した省CO ₂ 化手法促進モデル事業	24
地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業	25

(2) 委託事業

事業名	ページ
風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業	27
セルロースナノファイバー（CNF）等の次世代素材活用推進事業（経済産業省・農林水産省連携事業）	28
木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業（農林水産省連携事業）	29

民間団体向け事業

(1) 補助事業

事業名	ページ
省 CO ₂ 型リサイクル高度化設備導入促進事業	30
先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業（一部国土交通省・経済産業省連携事業）	31
次世代省 CO ₂ 型データセンター確立・普及促進事業（総務省連携事業）	32
賃貸住宅における省 CO ₂ 促進モデル事業（国土交通省連携事業）	33
ヒートポンプを活用した低炭素型農業推進事業（農林水産省連携事業）	34
先進対策の効率的実施による CO ₂ 排出量大幅削減事業	35
地下街を中心とした周辺街区における低炭素化モデル事業	36
中小トラック運送業者向け環境対応型ディーゼルトラック補助事業（国土交通省連携事業）	37
モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業（国土交通省連携事業）	38
物流分野における CO ₂ 削減対策促進事業（国土交通省連携事業）	39
低炭素型浮体式洋上風力発電低コスト化・普及促進事業	42
信号情報活用運転支援システムによるエコドライブ推進事業（警察庁連携事業）	43
地域低炭素投資促進ファンド事業	44
環境金融の拡大に向けた利子補給事業	45
エコリース促進事業	46
クレジット制度を活用した地域経済の循環促進事業（一部農林水産省連携事業）	47
サプライチェーンにおける排出削減量の見える化推進事業	48
二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業	49
途上国向け低炭素技術イノベーション創出事業	50

(2) 委託事業

事業名	ページ
風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業（経済産業省連携事業）	51
国立公園等における再生可能エネルギーの効率的導入促進事業	52
CO ₂ 排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業	53
未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業	54
CCS によるカーボンマイナス社会推進事業（一部経済産業省連携事業）	55
環境調和型バイオマス資源活用モデル事業（国土交通省連携事業）	56
低炭素社会の構築に向けた国民運動事業	57
廃棄物発電の高度化支援事業	59
エネルギー起源 CO ₂ 排出削減技術評価・検証事業	60
二国間クレジット制度（JCM）基盤整備事業のうち制度構築・案件形成支援	62
循環産業の国際展開に係る海外での CO ₂ 削減に向けた実証支援事業	63
アジア地域におけるコベネフィット型環境汚染対策推進事業	64

※平成 28 年度における各事業の内容は、政府予算案の国会提出時点のものです。

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（経済産業省連携事業）

(担当：総合環境政策局環境計画課低炭素地域づくり事業推進室
地球環境局地球温暖化対策課
水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室
自然環境局温泉地保護利用推進室)

28年度予算額（案） 60.0億円

目的・意義

平成27年7月、我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標を2013年度比で26.0%減とする「日本の約束草案」が決定され、これを実現するための対策として、再生可能エネルギーの最大限の導入が盛り込まれました。

一方で、再生可能エネルギーについては、固定価格買取制度の利用拡大が困難となる中、持続可能かつ効率的な需給体制の構築、事業コストの低減、社会的受容性の確保、広域利用の困難さ等に関する課題が生じており、地域の自然的社会的条件に応じた導入拡大は必ずしも円滑に進んでいない状況にあります。

このため、こうした状況に適切に対処できる、自家消費型・地産地消型の再生可能エネルギーの自立的な普及を促進する必要があります。

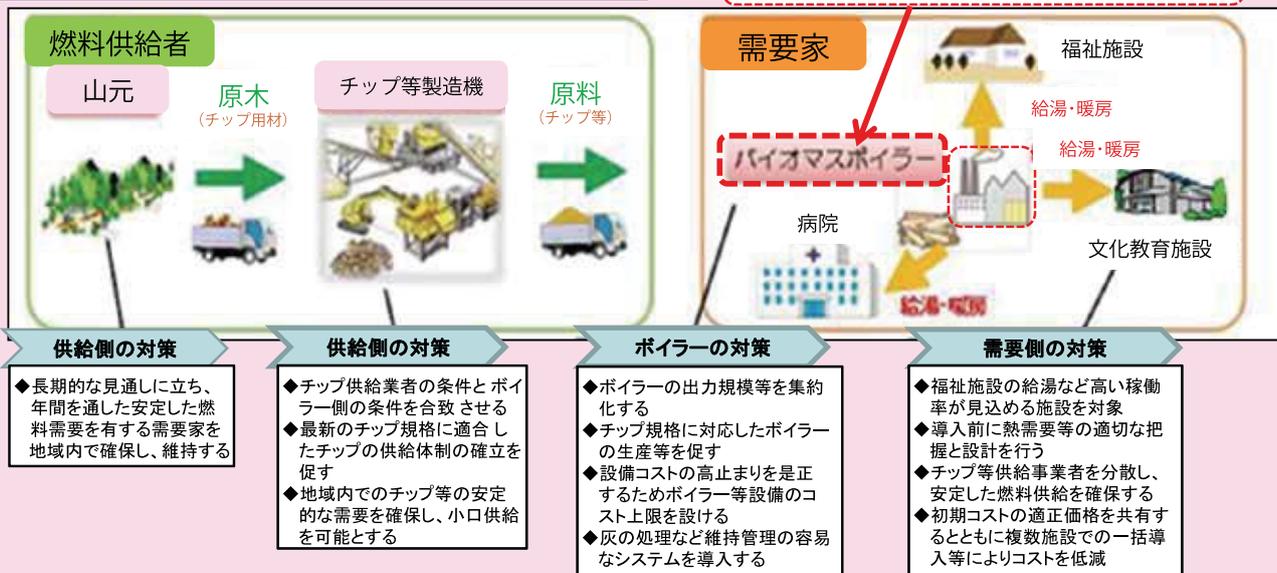
事業内容

再生可能エネルギー導入事業のうち、地方公共団体等の積極的な参画・関与を通じて各種の課題に適切に対応するものについて、事業化に向けた検討や設備の導入に係る費用の一部を補助します。

対象となる事業は、固定価格買取制度に依存せず、国内に広く応用可能な課題対応の仕組みを備え、かつ、CO₂削減に係る費用対効果の高いものに限定します。

1. 再生可能エネルギー発電導入促進事業
2. 再生可能エネルギー熱導入促進事業
 - (1) 熱賦存量等調査
 - (2) 熱利用事業化計画支援
 - (3) 熱利用促進事業

事業イメージ（木質バイオマスの例）



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 再生可能エネルギー発電導入促進事業

補助対象者：地方公共団体等

対象事業：再エネ発電設備導入に係る諸処の課題を特定し、計画を策定の上、適切な対応を行う取組に限って、再エネ発電設備等を導入する事業

補助割合：都道府県、政令市等は 1/2 を上限に補助
政令市未満は 2/3 を上限に補助

2. 再生可能エネルギー熱導入促進事業

(1) 熱賦存量等調査

補助対象者：地方公共団体等

対象事業：熱利用の開始・事業化にあたり最大のリスク要因である、現場における持続的利用の可能な熱賦存量等の実態調査

補助割合：定額（上限 2,000 万円）

(2) 熱利用事業化計画支援

補助対象者：地方公共団体等

対象事業：環境に配慮しつつ低炭素社会の構築に資する事業の基本設計調査、熱需要調査、事業性・資金調達の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定

補助割合：定額（上限 1,000 万円）

(3) 熱利用促進事業

補助対象者：地方公共団体等

対象事業：熱利用に係る諸処の課題を特定し、計画を策定の上、適切な対応を行う取組に限って、再エネ熱利用設備等を導入する事業

補助割合：都道府県、政令市等は 1/2 を上限に補助
政令市未満は 2/3 を上限に補助

（ただし、地中熱利用ヒートポンプモニタリング機器整備事業は、定額（周辺観測用井戸あり
上限 400 万円、井戸なし上限 300 万円）

※ 1 及び 2 を同時に実施する事業も対象となります。

公共施設等先進的 CO₂ 排出削減対策モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 25.5億円

目的・意義

2030年のCO₂排出削減目標を踏まえ、各地域で徹底したCO₂削減を進めることが必要であり、公共施設についても、再エネの最大限の導入と徹底的なエネルギー消費削減の姿を示していくことが重要です。

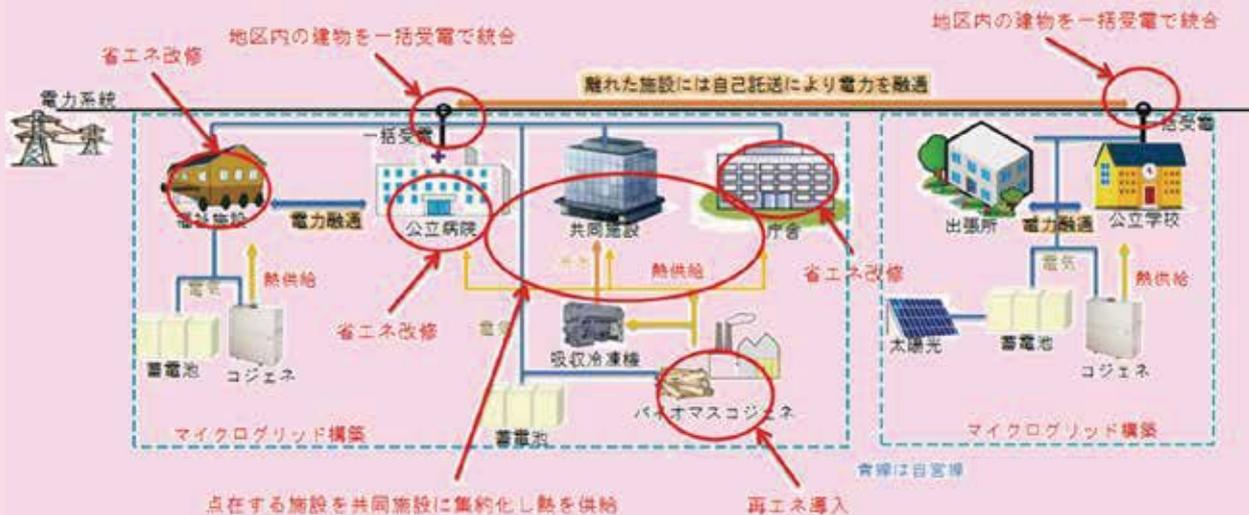
一方、現在の取組は施設毎に再エネ又は省エネ設備を個別導入するケースが多く、地域に多数存在する施設全体のCO₂を効率的に削減する事例は少ない。本事業では、これまでの実証等の成果を踏まえ、公共施設等に再エネを活用したマイクログリッド・熱システムを導入し、併せて省エネ改修を行った上で地区を超えたエネルギー需給の最適化管理を行うことにより、地区を超えた地域全体で費用対効果の高いCO₂削減対策を実現する先進的モデルを確立します。

事業内容

公共施設等複数の施設が存在する地区内において再エネ等を活用し、電気や熱を融通するマイクログリッドを構築します。更に複数のマイクログリッドを自己託送等によりつなぎ電気を融通し、FITによる売電に頼らず自己完結型で再エネ等を効率的に利用します。同時に、個々の施設の効率の低い設備を高効率化し、エネルギー消費量を削減することで、対策コストを削減しながらCO₂削減を行います。

上記対策により、エネルギー消費量を減らしながら、再エネ等により低炭素なエネルギーの供給を最適化するモデルを構築し、地域内での徹底したCO₂排出削減を行います。

事業イメージ



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 補助対象者：地方公共団体等

2. 対象事業：公共施設等に再エネを活用したマイクログリッド・熱システムを導入し、併せて省エネ改修を行うことで、地区を超えた地域全体で費用対効果の高いCO₂削減対策を実現する先進的モデルを確立する事業

3. 補助割合：対象経費の2/3を上限に補助

上水道システムにおける省 CO₂ 促進モデル事業（厚生労働省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

28年度予算額（案） 24.0 億円

目的・意義

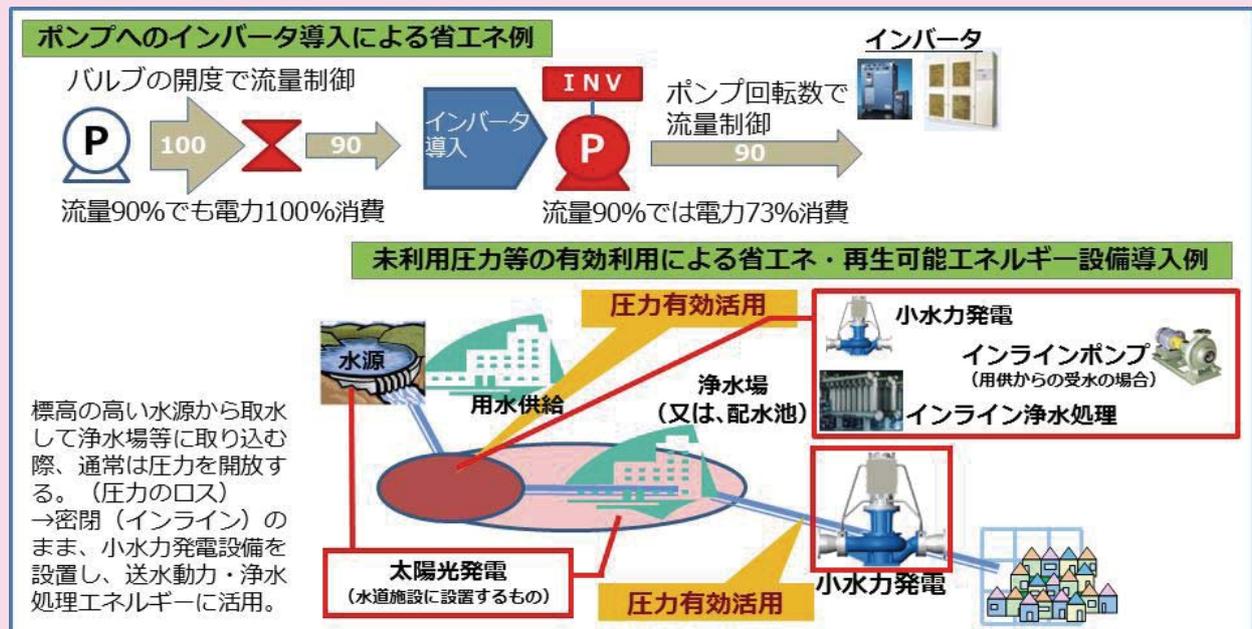
水道事業は年間約 74 億 kWh（全国の電力の約 0.8%）を消費していることから、環境省は平成 25 年度より水道施設への再エネ・省エネ設備の導入を推進しています。

水道施設は小水力発電のポテンシャルを有する一方で、近年では小水力発電設備の低コスト化も進展しています。

本事業では、水道施設への小水力発電設備等の再エネ設備や、ポンプへのインバータ等の省エネ設備の導入をなお一層推進します。

事業内容

水道施設内において、管路の導・送・配水等への未利用圧力等を利用した小水力発電設備や太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入、高効率設備、末端圧力を計測してポンプのエネルギー消費を制御するインバータ等の省エネルギー型の設備・機器・システム、配管系統での圧力・流量等の計測や末端配水圧力の適正化のための監視・制御・計装設備等の省エネルギー設備の導入に対して補助を実施します。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 補助対象者：水道事業者等

2. 対象事業：小水力発電設備等の再エネ設備や、高効率設備やポンプのエネルギー消費を制御するインバータ等の省エネ設備の導入を補助する事業

3. 補助割合：対象経費の 1/2 を上限に補助

木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定事業(経済産業省連携事業)

(担当：自然環境局自然環境計画課)

28年度予算額(案) 4.0億円

目的・意義

我が国は、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比で26%減としており、この目標達成に向け再生可能エネルギーの更なる導入促進が求められています。

本事業では、荒廃した森林や里山等に過剰に蓄積されている木質バイオマス資源を持続的に有効活用する計画を策定することで、地域における地球温暖化対策の推進や生物多様性の保全に貢献することを目的としています。

事業内容

- ・地方公共団体に存在する木質バイオマスの賦存量及び持続可能な利用量を把握し、活用方針を策定することで、有効かつ持続的な木質バイオマス資源の活用が可能となります。
- ・木質バイオマス資源を活用した再生可能エネルギー設備導入に向けて実現性のある事業計画を策定することで、「低炭素・循環・自然共生」の総合的な達成が図られます。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：地方公共団体

2. 対象事業：森林等に賦存する木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー使用設備の導入等に向けた調査の実施及び計画の策定事業

3. 補助割合：都道府県(政令市を含む) 定額(上限2,000万円)
市町村(特別区を含む) 定額(上限1,500万円)

廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業

(担当：廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)

28年度予算額(案) 2.0億円

目的・意義

廃棄物焼却施設から恒常的に排出される熱を、発電に供するのみならず、再生可能エネルギーとして地域の需要施設に供給し、化石燃料の使用量を削減することにより、**地域の低炭素化**を図ります。また、この取組を通じて、地域の活性化及び雇用の創出にも繋がる、廃棄物焼却施設からの未利用エネルギーの活用を図ります。

事業内容

廃棄物焼却施設から、余熱や発電した電気を地域の需要施設に供給するための付帯設備(熱導管、電力自営線、熱交換器、受電設備等)及び需要施設(余熱等を廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る。)への補助を行います。

熱導管等の付帯設備により余熱等を供給する地域の需要施設は、廃棄物焼却施設の立地に応じて、工場、農・漁業施設、公共施設等のうち、特に**大規模熱需要施設への余熱供給や複数の需要施設を組み合わせること**等による余熱の有効活用を行い、地域の低炭素化を図るとともに、**廃棄物焼却施設の多面的意義**(地域防災能力向上等)の確立を図ります。



製造、加工
(高温利用)



熱のカスケード利用

生産(温室への低温利用等)



●熱需要施設の組み合わせ利用



●工場等への大規模熱供給



●公共施設の低炭素化及び防災化

補助内容

[直接補助事業]

1. 補助対象者：地方公共団体、民間事業者(廃棄物処理業者)
2. 対象事業：廃棄物焼却施設の付帯設備(熱導管、電力自営線等)を設置する事業、需要施設(余熱等を民間廃棄物処理業者自らが利用する場合に限る)を設置する事業及びそれらの設計事業
3. 補助内容：対象経費の1/2を上限に補助

地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業

(担当：総合環境政策局環境計画課低炭素地域づくり事業推進室)

28年度予算額(案) 50.0億円

目的・意義

「日本の約束草案」(平成27年7月地球温暖化対策推進本部決定)に掲げられた我が国の2030年度の温室効果ガス排出削減目標のうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、2013年度比で約40%減が目標となっており、全部門で最も厳しくなっています。

その達成方策として、地球温暖化対策推進法に基づく「地方公共団体実行計画事務事業編(以下単に「事務事業編」という。)に基づく取組の推進」が掲げられているものの、現行の事務事業編において、上記のような高い目標が掲げられている例はありません。

そこで、本事業では、全ての地方公共団体に対し、事務事業編及びこれに基づく取組を大胆に強化・拡充し、取組の企画・実行・評価・改善(以下「カーボン・マネジメント」という。)を組織を挙げて不断に実施するよう促すことを目的としています。

事業内容

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

事務事業編及びこれに基づく取組の大胆な強化・拡充やカーボン・マネジメント体制整備に向けた調査・検討(施設の管理・運転状況の確認、省エネ診断、ESCOの設計等)に係る費用を補助します。

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

先進的な取組を行おうとする地方公共団体に対して、下記①及び②の提出を条件として、庁舎等への設備導入を補助します。

条件①：カーボン・マネジメント体制の整備計画

※エネルギー起源CO₂排出削減のための取組の評価・改善を全庁的かつ定期的実施するもの。

条件②：カーボン・マネジメントに係るノウハウの普及方針

<想定される先進的な取組の例>

- CEMSのような複数施設の総合的かつ高度なエネルギー管理
- 公共施設の集約化・再配置と合わせたコンパクトシティ化の促進
- 業務その他部門に属する民間主体との共同実施を通じた、将来の同部門対策のための政策的知見の獲得

カーボン・マネジメントのイメージ

企画：組織全体のエネルギー起源CO₂排出量を算定・分析し、全体及び個々の部局等の単位ごとに排出削減量及び対策目標を設定。

実行：排出抑制等指針を参酌しつつ、先進的な低炭素設備を導入・運用し、エネルギー起源CO₂排出量やエネルギーの使用状況等を算定・把握。

評価：目標と実績を比較して継続的な改善が図られているかを評価し、改善余地を模索。

改善：評価結果を基に組織を挙げて更なる改善を検討・実施。



全庁的な不断のPDCA



ノウハウの幅広い普及

※普及に向けた情報発信には、「地方公共団体実行計画を核とした地域の低炭素化基盤整備事業」との連携実施を想定。

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 事務事業編等の強化・拡充支援事業

補助対象者：地方公共団体

対象事業：事務事業編等の強化・拡充や、事務事業編に基づくカーボン・マネジメント体制整備に向けた調査・検討事業

補助割合：都道府県・政令市：対象経費の 1/2 を上限に補助（上限 1,000 万円）

政令市未満市町村・一部事務組合等：定額（上限 1,000 万円）

2. 事務事業編に基づく省エネ設備等導入支援事業

補助対象者：地方公共団体

対象事業：事務事業編に基づき、省エネルギー設備等の導入を行う事業

補助割合：都道府県・政令市：対象経費の 1/3 を上限に補助

財政力指数が全国平均以上の政令市未満市町村・一部事務組合等：対象経費の 1/2 を上限に補助

財政力指数が全国平均未満の政令市未満市町村：対象経費の 2/3 を上限に補助

低炭素型廃棄物処理支援事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課、廃棄物対策課、企画課循環型社会推進室、リサイクル推進室)

28年度予算額(案) 17.0億円

目的・意義

CO₂排出削減及び廃棄物の適正な循環的な利用をさらに推進する観点から、低炭素型の廃棄物処理事業について、事業計画策定やFSから設備導入までを包括的に支援し、地球環境の保全及び循環型社会の形成に資することを目的としています。

事業内容



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

(1) 廃棄物処理事業低炭素化促進事業

1. 補助対象者：民間団体

2. 対象事業：

①事業計画策定支援

・廃棄物由来エネルギー(電気・熱・燃料)を、廃棄物の排出者及びエネルギーの利用者等と協力して用いる事業に係る事業計画の策定を行う事業

②低炭素型設備等導入支援

a 廃棄物処理に伴う廃熱を有効利用する施設の設置を行う事業

b 廃棄物由来燃料製造施設の設置を行う事業

c 廃棄物処理施設の省エネ化を行う事業

d 廃棄物収集運搬車の低燃費化を図る事業

3. 補助割合：①対象経費の2/3を上限に補助、②対象経費の1/3を上限に補助

(2) 地域循環圏・エコタウン低炭素化促進事業

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体

2. 対象事業：地域の資源循環の高度化及び低炭素化に資する自治体のFS調査、民間団体(自治体と連携し、廃棄物の3Rを検討する者)の事業計画策定を行う事業

3. 補助割合：地方公共団体：定額、民間団体：対象経費の1/2を上限に補助

地域における LED 照明導入促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28 年度予算額 (案) 16.0 億円

目的・意義

各地域において低炭素化を進めるためには照明の LED 化を推進することが効果的ですが、初期投資の負担や光熱費削減メリットが享受されにくいなどの理由で、LED 照明の導入が進みにくいケースがあります。

これらの状況を踏まえ、小規模な自治体や商店街の街路灯等の LED 照明導入の支援を行い、地域一体となった低炭素社会の実現を推進します。

事業内容

小規模自治体（人口 25 万人未満）の地域を対象に、以下の LED 照明導入事業を支援します。

1. 街路灯等の LED 照明導入促進事業

地域内の街路灯をリース方式を活用して LED 照明に更新するために必要な計画策定費用及び策定した計画に基づき LED 照明を導入する取付け工事費用を補助。

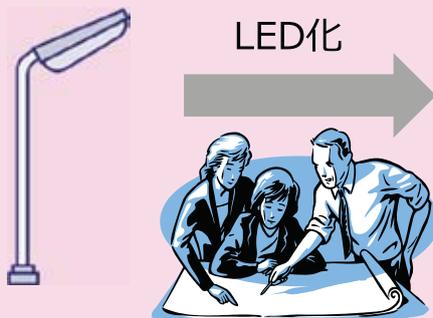
2. 商店街における街路灯等の LED 照明導入促進事業

商店街の街路灯等（屋外照明）をリース方式を活用して LED 照明に更新するために必要な取付け工事費用を補助。

LED照明導入による地域の低炭素化を促進

地域の商店街や街路灯等をリース方式を活用して経済的、効率的にLED照明へ更新

地域の低炭素社会の実現に寄与



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. 街路灯等の LED 照明導入促進事業

(1) LED 照明導入調査事業（調査及び計画策定費用）

補助対象者：小規模地方公共団体

補助割合：3/4 又は定額（上限 600 万円又は 800 万円）※補助割合は自治体の人口規模に応じる。

(2) LED 照明導入補助事業（取付け工事費用）

補助対象者：民間事業者

補助割合：1/3～1/5（上限 1,200 万円～ 2,000 万円）※補助割合は自治体の人口規模等に応じる。

2. 商店街における街路灯等の LED 照明導入促進事業

LED 照明導入補助事業（取付け工事費用）

補助対象者：民間事業者

補助割合：1/3（上限 500 万円）

設備の高効率化改修支援モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 5.0億円

目的・意義

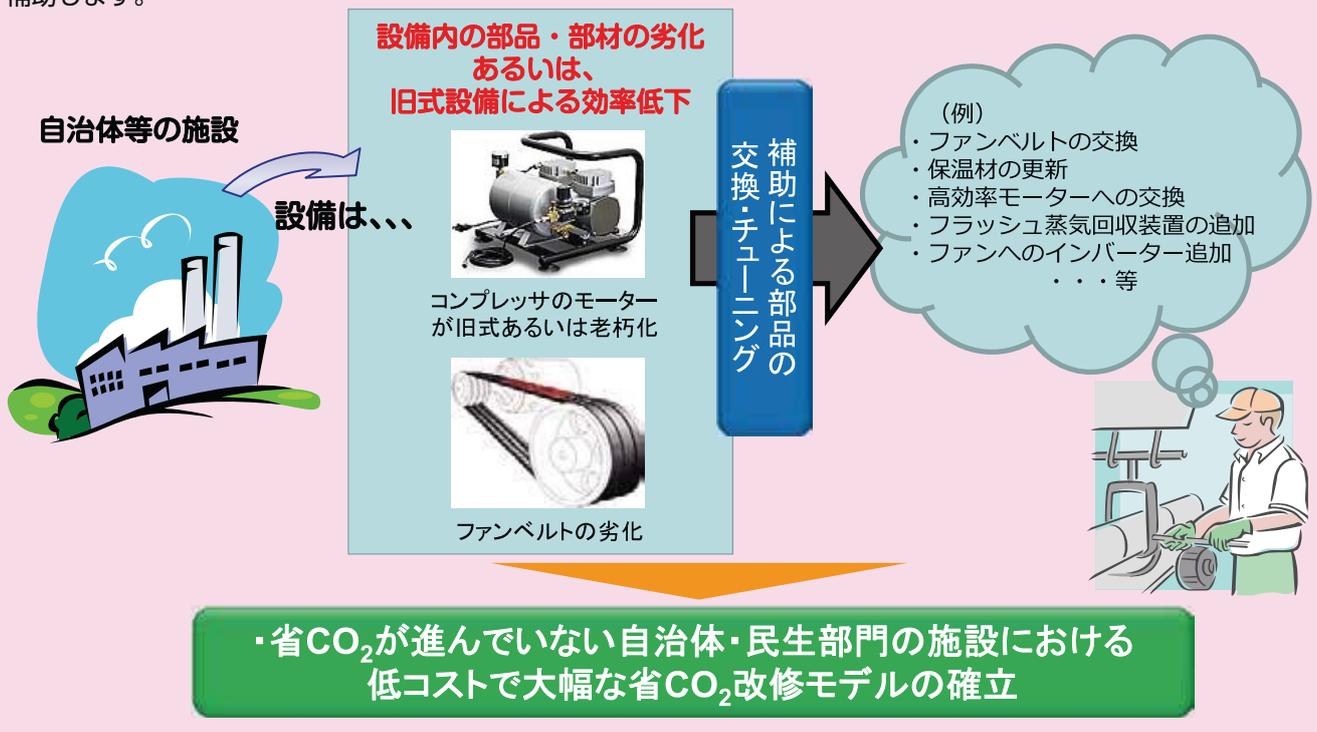
自治体の所有する各種施設や民生部門では、電気料金の高騰と景気回復により、稼働率の向上や効率の低い設備使用によるエネルギーコストの増大が経費をさらに圧迫し、かつ二酸化炭素排出量も増加するという悪循環に陥っています。

しかし、財政状況の厳しい中、中小規模の自治体等の資金力では機器全体の更新は困難なのが実情です。

本事業ではこの課題を解決するため、機器全体ではなく、二酸化炭素排出量削減に寄与する部品や部材のみの交換やチューニングにより、エネルギー使用量と二酸化炭素排出量を削減できる、自治体等の各種施設において低コストで二酸化炭素排出量削減が実現できるモデルの確立を目指します。

事業内容

自治体・民生部門等で使用されている設備の部品・部材のうち、交換・チューニング等により大幅なエネルギー効率の改善と二酸化炭素排出量の削減に直結するものに対して、部品交換・チューニング等に必要な経費の一部を補助します。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：地方公共団体、民間事業者等

2. 対象事業：エネルギー効率に寄与する部品・部材の交換等の改修を行う事業

3. 補助割合：民間事業者

資本金 1,000 万円未満：2/3 を上限に補助

資本金 1,000 万円以上：1/2 を上限に補助

地方公共団体

政令市未満：2/3 を上限に補助

都道府県、政令市及び特別区：1/2 を上限に補助

上記以外：対象経費の 1/2 を上限に補助

業務用ビル等における省 CO₂ 促進事業（一部経済産業省・国土交通省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

28年度予算額（案） 55.0 億円

目的・意義

我が国の 2030 年の CO₂ 削減目標達成のためには業務その他部門において 3～4 割の CO₂ 削減が必要です。この目標達成のためには、業務用ビル等の大幅な低炭素化が必要です。

このため、低炭素化が進みにくい既存テナントビルの省 CO₂ 化を促進していくとともに、先進的な業務用ビル等の実現と普及拡大を目指します。

事業内容

1. テナントビルの省 CO₂ 促進事業（国土交通省連携事業）

テナントが入居するビルはビルオーナーに光熱費削減のメリットが感じられにくいいため低炭素化が進みにくい状況にあります。環境負荷を低減する取り組みについてビルオーナーとテナントの協働を契約や覚書等で取り決め（グリーンリース契約等）を結び、省 CO₂ を図る事業を促進します。

2. ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携事業）

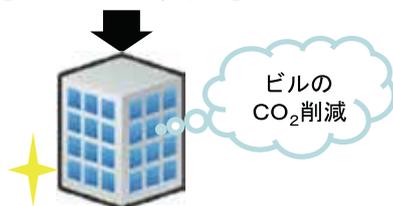
ZEB の実現を目指し、エネルギー削減率 50%以上となる中小規模業務用ビル等に対して、ZEB の実現に寄与する省エネ・省 CO₂ 性の高いシステムや高性能設備機器等を導入し ZEB を実証します。

1. テナントビルの省 CO₂ 促進事業

ビルオーナーとテナントが協働で低炭素化を促進



【グリーンリース契約等】



2. ZEB 実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業

最新の環境技術を導入し ZEB の実現と普及拡大を目指す



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

1. テナントビルの省 CO₂ 促進事業（国土交通省連携事業）

補助対象者：建築物所有者

対象事業：(1) グリーンリース契約等を締結するための調査
(2) 運用改善のグリーンリースを行う事業
(3) 設備改修を伴うグリーンリースを行う事業

補助割合：(1) (2) 対象経費の 1/2 を上限に補助（上限：50 万円）
(3) 対象経費の 1/2 を上限に補助（上限：5,000 万円）

2. ZEB の実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業（経済産業省連携事業）

補助対象者：建築主（所有者）、リース事業者等

対象事業：エネルギー削減率 50%以上となる、ZEB の実現に寄与する空調、換気、照明、給湯、BEMS 装置等を導入する事業

補助割合：対象経費の 2/3 を上限に補助

低炭素ライフスタイル構築に向けた診断促進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 2.6億円

目的・意義

家庭からの温室効果ガス排出量は2013年度に1990年度比で5割以上も増加しており、環境・生命文明社会の実現のためには低炭素ライフスタイルを推進することが必要不可欠です。

その上で、各家庭での意識向上をCO₂削減行動へつなげ、低炭素ライフスタイルへの転換を図るためには、ライフスタイルに応じた具体的・効果的なアドバイスが必要となります。

本事業では、家庭における着実な省エネを実行するための診断事業を行い、低炭素ライフスタイルへの転換を促進します。民間企業や地域主体のネットワークを活用し、診断受診世帯において現状から15%以上のCO₂削減実現を目指します。

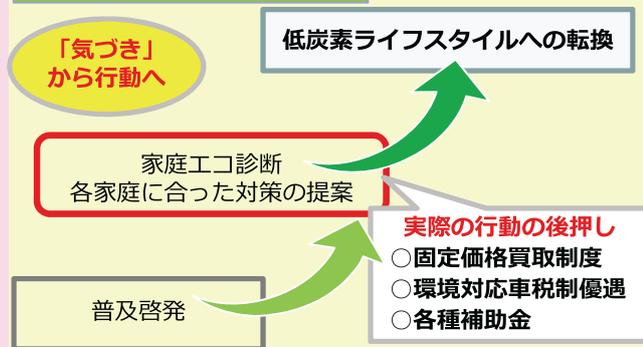
事業内容

- (1) 家庭エコ診断制度における「うちエコ診断」について、家庭で低炭素ライフスタイルを構築するため、各家庭にうちエコ診断士を派遣し、家庭に応じた温室効果ガス排出削減行動を促すアドバイスを行う診断実施事業に対して補助を行います。
- (2) 診断を実施する上での体制整備として、環境省の示すガイドラインに従い、診断実施機関の管理・支援や診断ソフトの管理・改善等を行います。

家庭エコ診断制度とは

各家庭に合わせたアドバイスを含めた診断を行うことで、ライフスタイルの変容、省エネルギー製品等の導入などを進めていく制度。診断手法として「うちエコ診断」と「独自の家庭向けエコ診断」の二種類があります。

家庭エコ診断制度の役割



うちエコ診断画面の一例



補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等
 2. 対象事業：上記(1)の家庭エコ診断事業
 3. 補助割合：定額(上限7千円/件)

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：上記(2)の事業

省 CO₂ 型社会の構築に向けた社会ストック対策支援事業(国土交通省等連携事業)

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 40.5億円

目的・意義

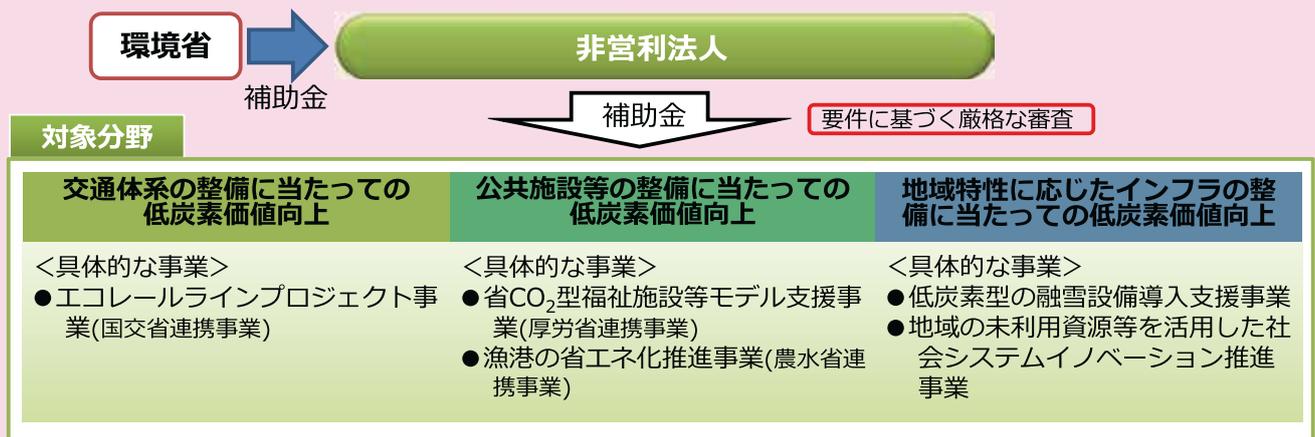
我が国では、人口減少や少子高齢化など社会状況が大きく変化しており、社会ストックを再構築する時期にきています。社会ストックは、一度整備されると長期にわたり CO₂ の排出が懸念されることから、構築のタイミングで低炭素価値を組み込むことが不可欠です。

このため、本事業では、公共性や社会的ニーズが高い社会システムの整備に当たり、エネルギー起源 CO₂ の排出が長期にわたって革新的に少なくなる技術等を導入する事業に対し、支援を行います。

事業内容

以下の基本的要件に該当する、交通体系の整備、公共施設等の整備及び地域特性に応じたインフラの整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業に対して支援を行います。

- ①低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資する事業
- ②公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難な事業
- ③モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きい事業
- ④波及効果も含めた CO₂ 削減効果の定量化が可能である事業
- ⑤日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できる事業



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

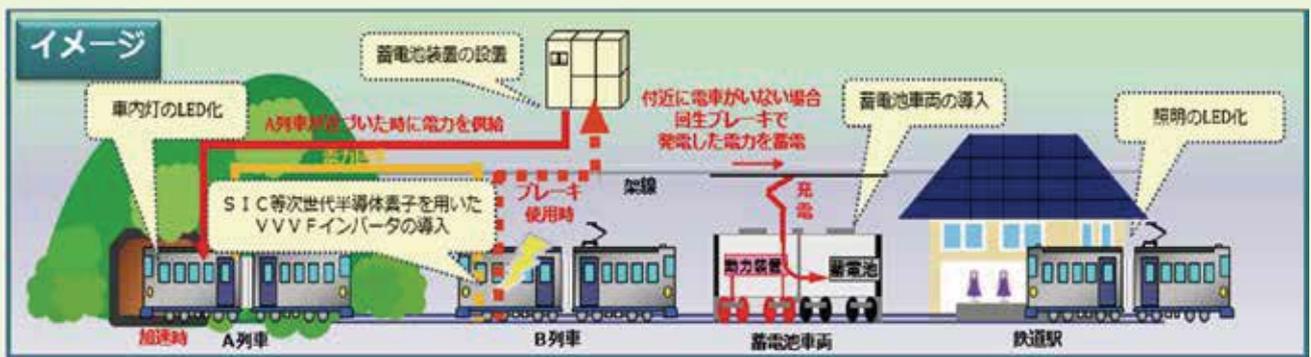
1. 交通体系の整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業

(1) エコレールラインプロジェクト事業(国土交通省連携事業)【担当：総合環境政策局環境計画課】

①補助対象者：鉄軌道事業者等

②対象事業：鉄軌道事業者における次世代半導体素子を用いたVVVFインバータ等の先進的な機器や鉄道用高効率照明の導入及び中小鉄軌道事業者における省電力化・低炭素化に資する設備等の導入など、CO₂削減に直接寄与する設備の導入を補助する事業

③補助割合：対象経費の1/3を上限に補助



2. 公共施設等の整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業

(1) 省 CO₂ 型福祉施設等モデル支援事業 (厚生労働省連携事業) 【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：下記の(ア)及び(イ)に該当する福祉施設等
 - (ア) 中小規模の高齢者福祉施設等
 - (イ) ・人口が5万人未満の小規模地方公共団体が所有する施設
 - ・人口が5万人以上15万人未満であり、かつ、財政力指数が0.3未満の小規模の地方自治体が所有する施設
- ②対象事業：福祉施設等において、CO₂削減ポテンシャル調査を実施し、一定のCO₂削減が期待される場合に、高効率の省CO₂型給湯設備・空調設備やコージェネレーションシステム等を導入する事業
- ③補助割合：・CO₂削減ポテンシャル調査：定額(上限150万円)
 - ・設備導入：対象経費の1/3を上限に補助

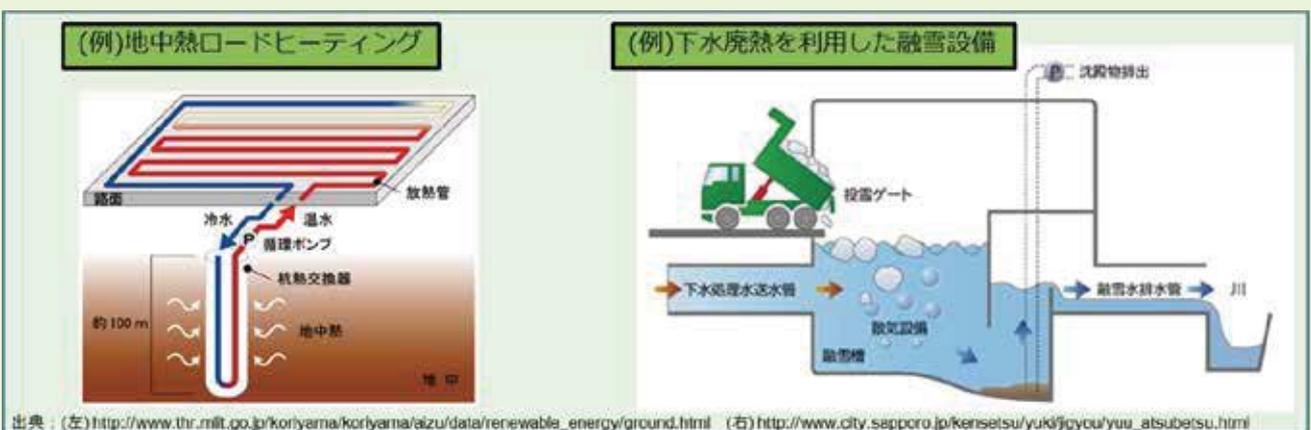
(2) 漁港の省エネ化推進事業 (農林水産省連携事業) 【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：漁業協同組合等、民間事業者
- ②対象事業：製氷施設や衛生管理型荷捌施設等のエネルギー消費が大きな施設を所有、又はその計画がある漁港施設を対象に断熱効率が高い真空断熱シート、地産地消型再生可能エネルギー発電設備等を導入する事業
- ③補助割合：・漁業協同組合等：対象経費の1/2を上限に補助
 - ・民間事業者：対象経費の1/3を上限に補助

3. 地域特性に応じたインフラの整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業

(1) 低炭素型の融雪設備導入支援事業 【担当：地球環境局地球温暖化対策課】

- ①補助対象者：民間事業者等、地方公共団体
- ②対象事業：主に中小企業や地方公共団体等に、地中熱や下水廃熱等を利用した融雪設備を導入する事業
- ③補助割合：・民間事業者等：対象経費の1/2を上限に補助
 - ・地方公共団体(都道府県及び政令市)：対象経費の1/2を上限に補助
 - ・地方公共団体(政令市未満)：対象経費の2/3を上限に補助



出典：(左) http://www.thr.mlit.go.jp/koriyama/koriyama/aizu/data/renewable_energy/ground.html (右) http://www.city.sepporo.jp/kensetsu/yuki/jgyou/yuu_atsubetsu.html

(2) 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業

【担当：地球環境局地球温暖化対策課、市場メカニズム室】

(ア) 事業化 FS 調査モデル事業

①補助対象者：民間事業者等、地方公共団体

②対象事業：地域の未利用又は効果的に活用されていない熱、廃熱や湧水等資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進するモデル的な取組を対象とした、具体的な事業化に必要な基本設計調査、需給調査、事業性、資金調達の検討等を行う事業

③補助割合：・民間事業者等：対象経費の 1/2 を上限に補助
・地方公共団体：対象経費を定額補助（上限 2,000 万円）

(イ) 設備等導入モデル事業

①補助対象者：民間事業者等、地方公共団体

②対象事業：(ア) の取組に必要な設備等を導入する事業

③補助割合：・民間事業者等：対象経費の 1/2 又は 1/3 を上限に補助
・地方公共団体（都道府県及び政令市）：対象経費の 1/2 を上限に補助
・地方公共団体（政令市未満）：対象経費の 2/3 を上限に補助

(ウ) 温泉街における未利用熱活用モデル事業

①補助対象者：民間事業者等、地方公共団体

②対象事業：温泉街において、ボイラーの集中配湯化、廃熱の熱エネルギーのカスケード利用による配湯の再利用等による地域の未利用熱等を活用したモデル的な CO₂ 削減対策に必要な設備等の導入経費を支援する事業

③補助割合：・民間事業者等：対象経費の 1/2 又は 1/3 を上限に補助
・地方公共団体（都道府県及び政令市）：対象経費の 1/2 を上限に補助
・地方公共団体（政令市未満）：対象経費の 2/3 を上限に補助

※平成26年度大規模CO₂削減ポテンシャル調査・対策提案委託業務より温泉街における未利用熱活用モデル事業の例



温泉街の未利用熱活用として各施設毎のボイラーによる加温から、熱回収型ヒートポンプを活用した集中給湯に変更した場合、地域全体CO₂排出量の4%削減できる。（その他全ての対策を行うと21%削減）

低炭素化に向けた公共交通利用転換事業（国土交通省連携事業）

（担当：水・大気環境局自動車環境対策課）

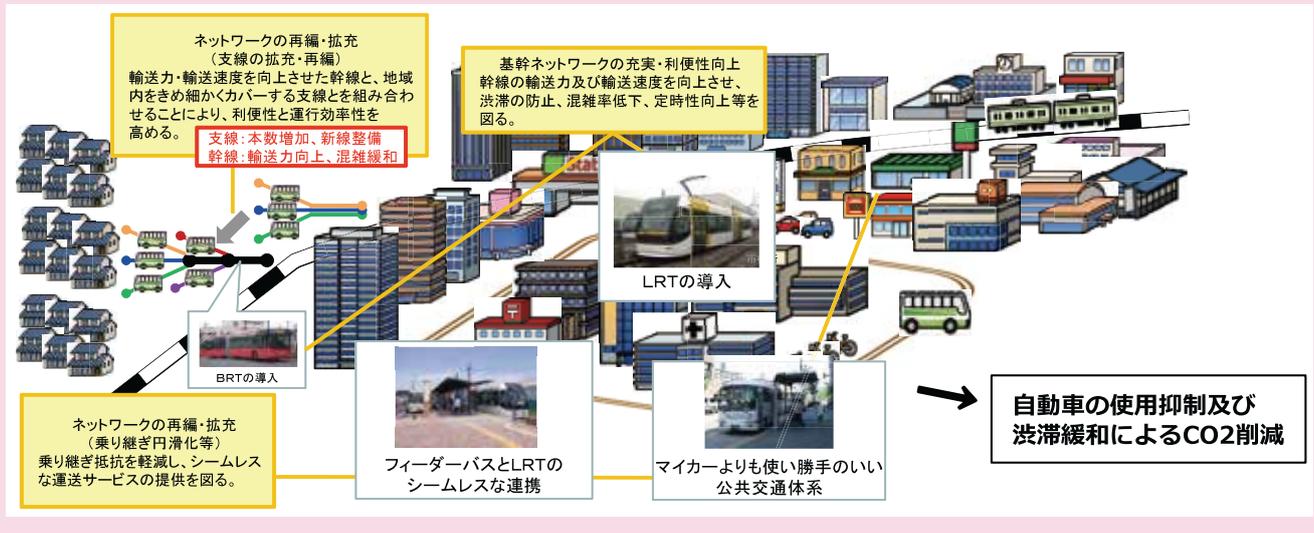
28年度予算額（案） 6.5 億円

目的・意義

低炭素型の社会を目指し、マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、公共交通ネットワークの再構築や利用者利便の向上に係る面的な取組を支援し、マイカーから CO₂ 排出量の少ない公共交通へのシフトを推進します。

事業内容

地域の協議会における省 CO₂ を目標に掲げた公共交通に関する計画の策定及び当該計画に基づく取組（設備・車両等導入）の経費について支援します。



補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：地球温暖化対策の推進に関する法律、地域公共交通活性化再生法、エコまち法に基づく協議会に属する民間企業、民間団体、地方公共団体等
2. 対象事業：
 - ・基幹ネットワークの充実・利便性向上（BRT・LRTの導入等）を支援する事業
 - ・ネットワークの再編・拡充（支線の再編・拡充、乗り継ぎ円滑化等）を支援する事業
3. 補助割合：
 - ・計画策定支援：対象経費の1/3を上限に補助（※地域における合意形成を促進するため、協議会等による計画の策定を支援するものです。）
 - ・計画に基づく取組（設備・車両等導入）の支援：対象経費の1/2を上限に補助（※既に計画がある場合、直接計画に基づく取組（設備・車両等導入）として補助申請していただくことも可能です。）

先進環境対応トラック・バス導入加速事業(国土交通省・経済産業省連携事業)

(担当：水・大気環境局自動車環境対策課)

28年度予算額(案) 10.0億円

目的・意義

運輸部門CO₂排出量の3割を占める貨物車・バス由来のCO₂排出量を削減するため、トラック・バスの各クラスにおいて最も燃費性能のよい先進環境対応車(燃料電池自動車、電気自動車、大型天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)の普及初期の導入加速を支援することにより、先進環境対応トラック・バスの普及を促進することを目的としています。

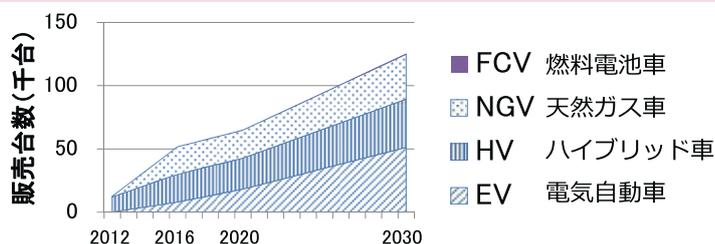
事業内容

燃費基準をさらに一定程度上回る先端的な燃費の要件に適合した先進環境対応トラック・バスの普及初期段階における導入を支援するため、標準的燃費水準のディーゼル車との差額の一部を補助します。

2030年度に2013年度比26%の温室効果ガス削減を達成するためには、自動車分野において、様々な普及施策により、環境対応トラック・バス(EV、FCV、HV、CNG等NGV)について下表のとおり大幅な導入増加が必要。

販売台数(千台)	EV	FCV	HV	NGV
2012年	0.005	0	12	0.5
2020年	18	0.04	25	22
2030年	51	0.8	38	35

(平成26年度環境対応車普及方策検討調査業務報告書より)



先進環境対応トラック・バスの種類

ゼロエミッション車を含む、エコカー減税の最も厳しい要件と整合する種類・モデルとする。

	対象とする車両の環境性能※	想定される車種	
		トラック	バス
大型	最新の燃費基準+10%程度以上	高速走行CNG	FCV、EV、HV、CNG
中型	同10%程度以上	HV	PHV、EV
小型	同15%程度以上	HV	EV

※燃費基準が定義されないものについては、単位走行量あたりCO₂排出量により判断。



大型CNGトラック

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利型法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利型法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：トラック・バス所有事業者
2. 対象事業：先進環境対応トラック・バス(営業用大型トラック、自家用トラック・バス)を導入する事業
3. 補助割合：同等クラスの標準的燃費水準のディーゼル車との差額の一定率
ハイブリッド車・天然ガス車：1/2を上限に補助、燃料電池車・電気自動車：2/3を上限に補助

CO₂削減ポテンシャル診断推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室)

28年度予算額(案) 20.0億円

目的・意義

わが国のGHG削減目標(2030年度に2013年度比で▲26%)達成していくために、エネルギー使用実態の定量的な把握に基づき、費用効果的な対策を特定するCO₂削減ポテンシャル診断は極めて有効です。本事業では、CO₂削減ポテンシャル診断及び設備導入支援並びに新たな削減対策技術の検討を通じて、経済合理的な省CO₂対策を事業者に促していくものです。

事業内容

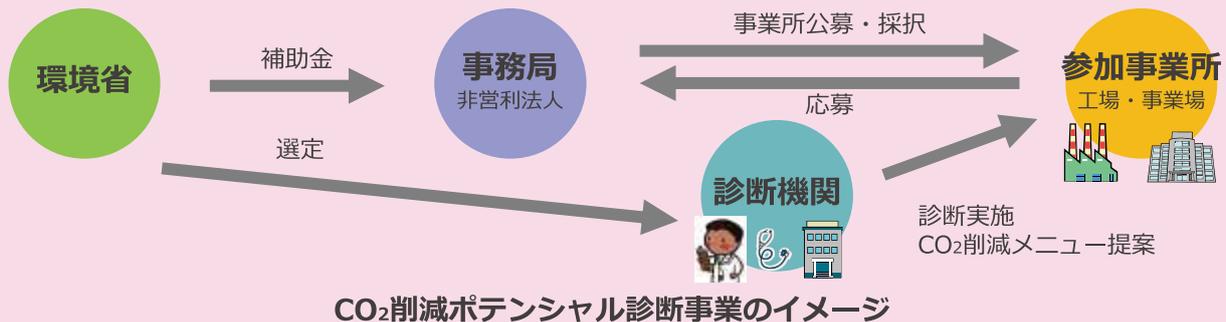
(1) CO₂削減ポテンシャル診断・対策実施支援事業(補助)

年間CO₂排出量3,000t-CO₂未満の事業所を対象に、CO₂削減ポテンシャル診断・対策提案¹を行い、その結果に基づいた設備更新や運用改善等の対策実施²を支援します。

(1:定額補助、2:補助率1/3(中小企業は1/2))

(2) CO₂削減ポテンシャル診断結果を活用した新たな削減対策技術の検討(委託)

CO₂削減余地が大きい事業活動の段階において、削減効果が高く費用効率的な対策(技術、設備・機器等)が確立されていないケースを特定し、未確立である原因を明確化したうえで、今後こうした技術や設備・機器等の早期の社会実装に向けて、技術開発や実証事業・モデル事業等必要な支援策のロードマップを策定します。



補助内容

[間接補助事業]

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等

2. 対象事業：(1) CO₂削減ポテンシャル診断を行う事業及びCO₂削減対策を行う事業

3. 補助割合：[診断事業] 定額

[設備補助] 対象経費の1/3を上限に補助(中小企業は対象経費の1/2を上限に補助)

委託内容

1. 委託対象者：民間企業等

2. 対象事業：(2) CO₂削減ポテンシャル診断結果を活用した新たな削減対策技術の検討を行う事業

再エネ等を活用した水素社会推進事業（一部経済産業省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課、水・大気環境局自動車環境対策課）

28年度予算額（案） 65.0億円

目的・意義

水素は利用時にCO₂を排出せず、効率的なエネルギー利用や再生可能エネルギーの電力貯蔵が可能であるなど、地球温暖化対策上重要なエネルギーですが、製造時や運搬時等においてCO₂が排出される場合があります。そのため、中長期的な地球温暖化対策のためには、再生可能エネルギー等の活用による水素利活用サプライチェーン全体の低炭素化及びその検証が必要です。

さらに、先般市場投入された燃料電池自動車の早期普及のため、再生可能エネルギー由来の水素ステーションの導入を加速化させる必要があります。

そのため、本事業では、水素のCO₂削減効果の評価手法の確立、地域における低炭素な水素サプライチェーンのモデルの確立、再生可能エネルギー由来の水素ステーションへの導入支援を行います。

事業内容

（1）水素利活用CO₂排出削減効果等評価・検証事業

水素の製造から利用までの各段階の技術のCO₂削減効果を検証し、サプライチェーン全体での評価を行うためのガイドラインを策定します。また、CO₂削減を実現するための地域の特性を活かした水素利活用方策等について調査を行い、低炭素な水素利用の推進を図ります。

（2）地域連携・低炭素水素技術実証事業

地方自治体と連携の上、地域の特性を活かした低炭素な水素サプライチェーンを構築し、先進的かつ低炭素な水素技術を実証します。また、実証を通じ、低炭素な水素サプライチェーンのモデルの確立を目指します。

（3）地域再エネ水素ステーション導入事業

低炭素な水素社会の実現と、燃料電池自動車の普及・促進のため、再生可能エネルギー由来の水素ステーション導入に対して補助を行います。

地域連携・低炭素水素技術実証事業



地域再エネ水素ステーション導入事業



補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：（3）再生可能エネルギー由来の水素ステーションを導入する事業
3. 補助割合：対象経費の3/4を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：（1）水素の製造から利用までの各段階の技術のCO₂削減効果を検証し、サプライチェーン全体でのCO₂削減効果の評価手法等を検討する事業
（2）地域における低炭素な水素サプライチェーンを実証する事業

廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課、産業廃棄物課、適正処理・不法投棄対策室)

28年度予算額(案) 1.6億円

目的・意義

廃棄物埋立処分場等について、廃棄物の適正処分を確保しつつ、太陽光発電を導入することにより、地域のエネルギーセンターとしての有効活用を全国で展開していくための方策を検討・実証し、導入ポテンシャルの有効活用を促進することを目的とします。

事業内容

(1) 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査

処分場等に太陽光発電の設置を検討するに当たって、発電見込量や事業採算性の検討、維持管理方法の検討、概略設計等を行い、事業としての実現可能性を調査します。

(2) 先進的設置・維持管理技術導入実証補助

排水処理やガス抜き等の維持管理、廃棄物の自重による沈下等、処分場等の特徴を考慮した太陽光発電の設置方法や維持管理対策を講ずるため、先進的な技術を導入する者に対して、補助を行います。

(3) 廃棄物埋立処分場等設置型太陽光発電の安定運用検討

既設の太陽光発電の沈下やひずみの状況を測定し、発電量への影響を検証するとともに、処分場等への太陽光パネル設置に当たっての維持管理手法や施工方法についての留意事項等を整理するために検討を行い、ガイドラインを作成します。



処分場等への太陽光パネルの設置(イメージ)

補助内容

【直接補助事業】

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体
2. 対象事業：(2) 先進的設置・維持管理技術導入実証補助
3. 補助割合：補助対象となる施設整備費の1/2を上限に補助

委託内容

1. 委託対象者：(1) 地方公共団体及び民間団体、(3) 民間団体
2. 対象事業：(1) 廃棄物埋立処分場等への太陽光発電導入実現可能性調査
(3) 廃棄物埋立処分場等設置型太陽光発電の安定運用検討

離島の低炭素地域づくり推進事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 10.0億円

目的・意義

本土と系統連系がない(オフグリッド)離島は、CO₂排出量が大きく、高コストのディーゼル発電に依存しており、また系統が脆弱のため、再生可能エネルギー(再エネ)の大幅な導入拡大が極めて困難な状況にあります。

このため、離島において、再エネの大幅な導入拡大のための蓄電池の活用方法の実証を行うとともに、再エネ、省エネ等をパッケージで進め、地域の活性化や防災性の向上にも寄与する低炭素地域づくりを加速します。

事業内容

離島の特性を踏まえた先導的な再エネの導入や省エネの強化等、低炭素地域づくりのために不可欠な設備の導入を補助します。



補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定し、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：地方公共団体、民間団体等

2. 対象事業：離島の特性を踏まえた先導的な再エネ・省エネ設備の導入を行う事業(固定価格買取制度との併用不可)

3. 補助割合：対象経費の2/3を上限に補助

地域経済と連携した省 CO₂ 化手法促進モデル事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課)

28年度予算額(案) 4.0億円

目的・意義

低炭素設備への改修は、長期的には経済的メリットがあるものが多いものの、導入のための初期投資コストが高いため導入が進んでいません。特に、中小規模の自治体においては、初期投資コストを負担する財政体力が無い場合が多く、低炭素設備導入のネックになっています。

このような問題の解決策として、リース手法を用いて複数施設を一括で改修し、初期コストを低減しつつコストメリットを享受する方式(バルクリース)が効果的ですが、このような方式を全国的に普及させるためには、**低炭素化**と**地域活性化**の両方を実現する実施事例を作る必要があります。

本事業では、バルクリースによるCO₂削減効果、経済的メリットを検証するとともに、中小自治体が、地域のリース会社・地元工事会社等を活用して行うバルクリースに対し、導入に係る費用の一部を支援することで、**地域内で資金を循環**させながら公共施設を一括改修するスキームのモデルを形成することを目的とします。

事業内容

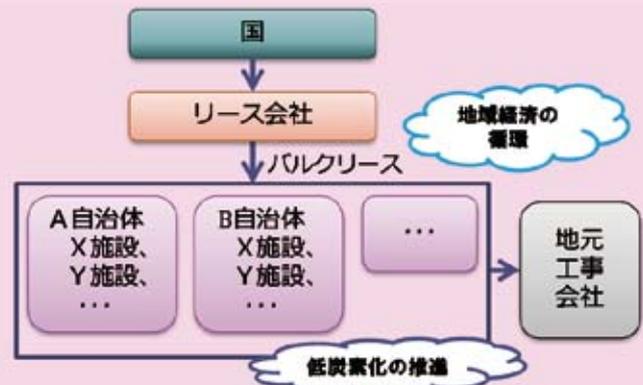
- (1) バルクリースによるCO₂削減・コスト低減効果の検証を行います。
- (2) ①低炭素設備の導入を検討する中小自治体の複数施設において、改修によるCO₂削減効果や、バルクリースを活用した場合の費用対効果、投資回収に必要な年数等について調査を行い、②低炭素設備の導入に対して支援を行います。

<①補助事業(調査)>



※①、②ともに複数の地方自治体による共同申請も可とする。

<②補助事業(導入支援)>



補助内容

[間接補助事業]

(2) ①バルクリースによる低炭素設備導入調査事業

1. 補助対象者：小規模地方公共団体(人口25万人未満の自治体)
2. 対象事業：改修によるCO₂削減効果や、費用対効果、投資回収に必要な年数等について調査
3. 補助割合：定額(上限：2,000万円)

(2) ②バルクリースによる低炭素設備導入支援事業

1. 補助対象者：民間事業者
2. 対象事業：①の調査結果に基づき、複数施設の高効率設備への改修を行う
3. 補助割合：対象経費の1/3を上限に補助(上限：8,000万円)

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：上記(1)の事業

地域での地球温暖化防止活動基盤形成事業

(担当：地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室)

28年度予算額(案) 12.3億円

目的・意義

日本の約束草案を達成するためには、各地域の民生・需要分野や家庭・個人の積極的な地球温暖化対策への取組が必要であることから、地球温暖化の危機的状況や社会にもたらす悪影響について理解を促し、地域の生活スタイルや個々のライフスタイル等に応じた効果的かつ参加しやすい取組を推進することで、住民の意識改革や自発的な取組の拡大・定着を目指します。

本事業では、地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」)を踏まえ、全国地球温暖化防止活動推進センター(以下「全国センター」)、地域地球温暖化防止活動推進センター(以下「地域センター」)が法に基づいて実施する事業の支援や地方公共団体と連携した普及啓発活動を促進させることで、地域における地球温暖化防止活動の基盤を形成します。

事業内容

(1) 全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

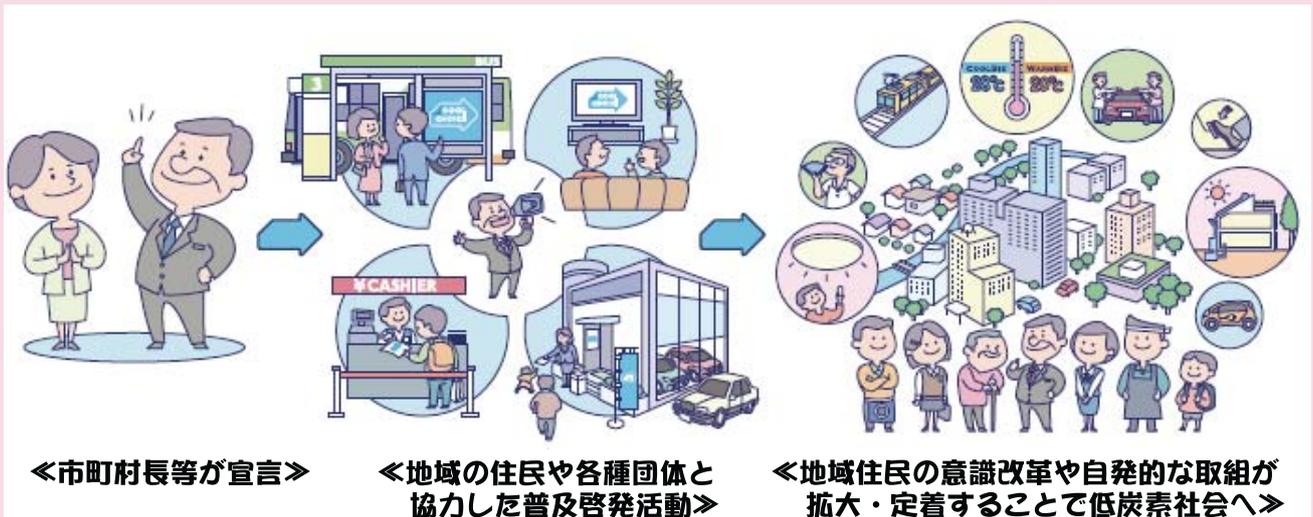
全国センターが実施する事業である、国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出実態調査、排出抑制を促進する方策、地球温暖化及び温暖化対策に関する調査研究・情報収集・情報提供等を実施します。

(2) 地域における地球温暖化防止活動促進事業

地域センターが実施する事業である、地域における国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出実態について、地球温暖化防止活動推進員(地球温暖化対策に関する専門知識を有し、普及啓発等の活動経験に富むボランティアとして、住民の身近において地球温暖化対策についての指導や助言等を行う者)も活用した調査、情報収集、普及啓発、地域関係団体との連携等を実施します。

(3) 地方公共団体と連携したCO₂排出削減促進事業

各地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、市町村長や東京都特別区長(以下「市町村長等」)が先頭に立ち、国民運動「COOL CHOICE」(賢い選択)を踏まえた地球温暖化対策を住民や各種団体と協力して、継続的に実施するために行う普及啓発事業に対して補助をします。



補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助（間接補助）

(2) 地域における地球温暖化防止活動促進事業

1. 補助対象者：地域センター
2. 対象事業：地球温暖化対策等についての広報・啓発活動、推進員等の活動の支援、日常生活に関する GHG 排出抑制措置についての相談対応、助言、相談の実情に即した GHG 排出実態調査、情報収集・分析、分析結果の情報提供、地方公共団体実行計画達成のため自治体が行う事業への協力
3. 補助割合：定額

(3) 地方公共団体と連携した CO₂ 排出削減促進事業

1. 補助対象者：市町村及び特別区
2. 対象事業：各地域の民生・需要分野や家庭・個人の自発的な地球温暖化対策への取組を促すため、市町村長等が先頭に立ち、国民運動「COOL CHOICE」（賢い選択）を踏まえた地球温暖化対策を、住民や各種団体と協力して、継続的に実施するために行う普及啓発事業
3. 補助割合：定額

委託内容

(1) 全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

1. 委託対象者：全国センター
2. 対象事業：全国地球温暖化防止活動推進センター調査・情報収集等業務

風力発電等に係る地域主導型の戦略的適地抽出手法の構築事業

(担当：総合環境政策局環境影響評価課)

28年度予算額(案) 3.4億円

目的・意義

低炭素社会の創出に貢献し、かつ自立分散型で災害にも強い再生可能エネルギーの利用を飛躍的に拡大することが求められています。

一方、再生可能エネルギーとして期待されている風力発電等の立地に当たっては、従来、事業者が単独で計画を立案して進めてきましたが、環境影響に関する懸念や先行利用者との調整等により事業計画の構想・立案が長期化したり、円滑に進まない事例が散見されます。

そこで、環境影響評価手法を活用して、地方公共団体の主導により、先行利用者との調整や各種規制手続の事前調整等を図り、また、必要な環境情報を収集することにより風力発電の適地を抽出することで、事業者の事業計画の推進を図る適地抽出手法の構築を図ります。

事業内容

(1) 戦略的適地抽出の手法構築

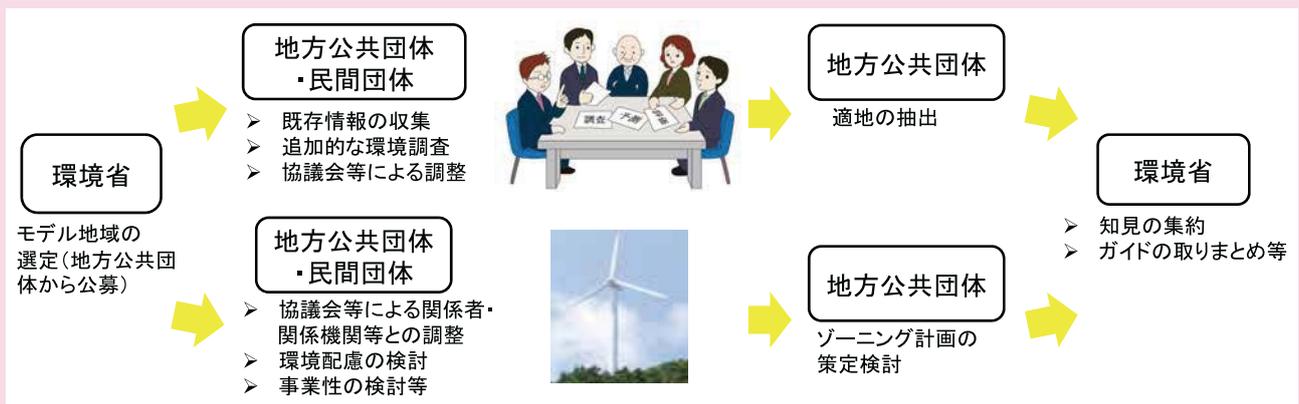
風力・地熱発電所の適地抽出における事業特性・地域特性ごとの制約、ステークホルダー・地域住民との調整手法、各種規制手続の事前調整・環境影響評価手続の進め方等について優良事例等を踏まえて整理し、手続の合理化・期間短縮に資する地域主導による適地抽出の手法に関するガイドを取りまとめます(取りまとめは平成28年度を予定)。

(2) 再生可能エネルギー導入促進ゾーニング計画の策定検討

住民をはじめとするステークホルダーの主体的な参加を得つつ、地域の自然的・社会的条件を踏まえた再生可能エネルギーの導入を促進するため、環境アセスメントの観点から、再生可能エネルギーに係る発電所の導入を促進するエリアや避けるべきエリアの特定、需要サイドの検討、地域としての複数案の検討等を行い、ゾーニング計画の検討・策定を行います。

(3) モデル地域における実践

風力・地熱発電の誘致に積極的な地方公共団体(1)及び計画的な再生可能エネルギー導入を目指し、ゾーニング計画に意欲のある地方公共団体(2)をそれぞれモデル地域として公募します。モデル地域においては、関係者・関係機関との調整、各種規制手続の整理、既存情報の収集(基礎情報整備モデル事業のデータを活用)、事業性の検討等を行い、得られた知見を(1)、(2)の検討に反映します(平成28年度～平成29年度)。



委託内容

1. 委託対象者：地方公共団体、民間団体
2. 対象事業：(1) 地域主導による適地抽出の手法に関するガイド取りまとめのための調査等を行う事業
(2) 再生可能エネルギー導入促進ゾーニング計画の策定検討に係る調査等を行う事業
(3) モデル地域における適地抽出の実施、ゾーニング計画の策定検討の実施

セルロースナノファイバー（CNF）等の次世代素材活用推進事業（経済産業省・農林水産省連携事業）

（担当：地球環境局総務課低炭素社会推進室、地球温暖化対策課）

28年度予算額（案） 33.0億円

目的・意義

様々な製品等の基盤となる素材にまで立ち返り、自動車部材の軽量化・燃費改善等による地球温暖化対策への多大なる貢献が期待できるセルロースナノファイバー（CNF）やバイオマスプラスチック等の次世代素材について、メーカー等と連携し、製品等活用時の削減効果、製造プロセスの低炭素化、リサイクル時の課題・解決策検討等の早期社会実装を推進します。

事業内容

（1）CO₂大幅削減のためのCNF導入拡大戦略の立案

温暖化対策に資する分野への展開のための戦略を検討するとともに、材料供給から製造に至るステークホルダー参画のもと、今後の普及展開に資するモデル事業の提案及び事業性評価等の検証を行います。（自動車分野、家電分野、住宅建材分野等）

（2）CNF活用製品の性能評価モデル事業

国内事業規模が大きく、CO₂削減ポテンシャルの大きい自動車・家電分野等においてメーカー等と連携し、CNF複合樹脂等の用途開発を実施するとともに、製品活用時のCO₂削減効果の評価と実証を行います。

（3）CNF製品製造工程の低炭素化対策の実証事業

CNF樹脂複合材（材料）を製造する段階でのCO₂排出量を評価し、その削減対策を実証します（乾式製法）。CNF樹脂複合材（材料）を部材・製品へと成形する段階でのCO₂排出量を評価し、その削減対策を実証します（射出成形、プレス成形等）。

（4）バイオプラスチックによるCO₂削減効果の検証

自動車の部材において、耐熱性の要求されるエンジンの金属部材等を、高耐熱バイオプラスチックで代替する実現可能性及びCO₂削減効果を検証します。



委託内容

1. 委託対象者：地方公共団体、民間団体等
2. 対象事業：（1）CO₂大幅削減のためのCNF導入拡大戦略の立案
（2）CNF活用製品の性能評価モデル事業
（3）CNF製品製造工程の低炭素化対策の実証事業
（4）バイオプラスチックによるCO₂削減効果の検証

木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業（農林水産省連携事業）

（担当：地球環境局地球温暖化対策課）

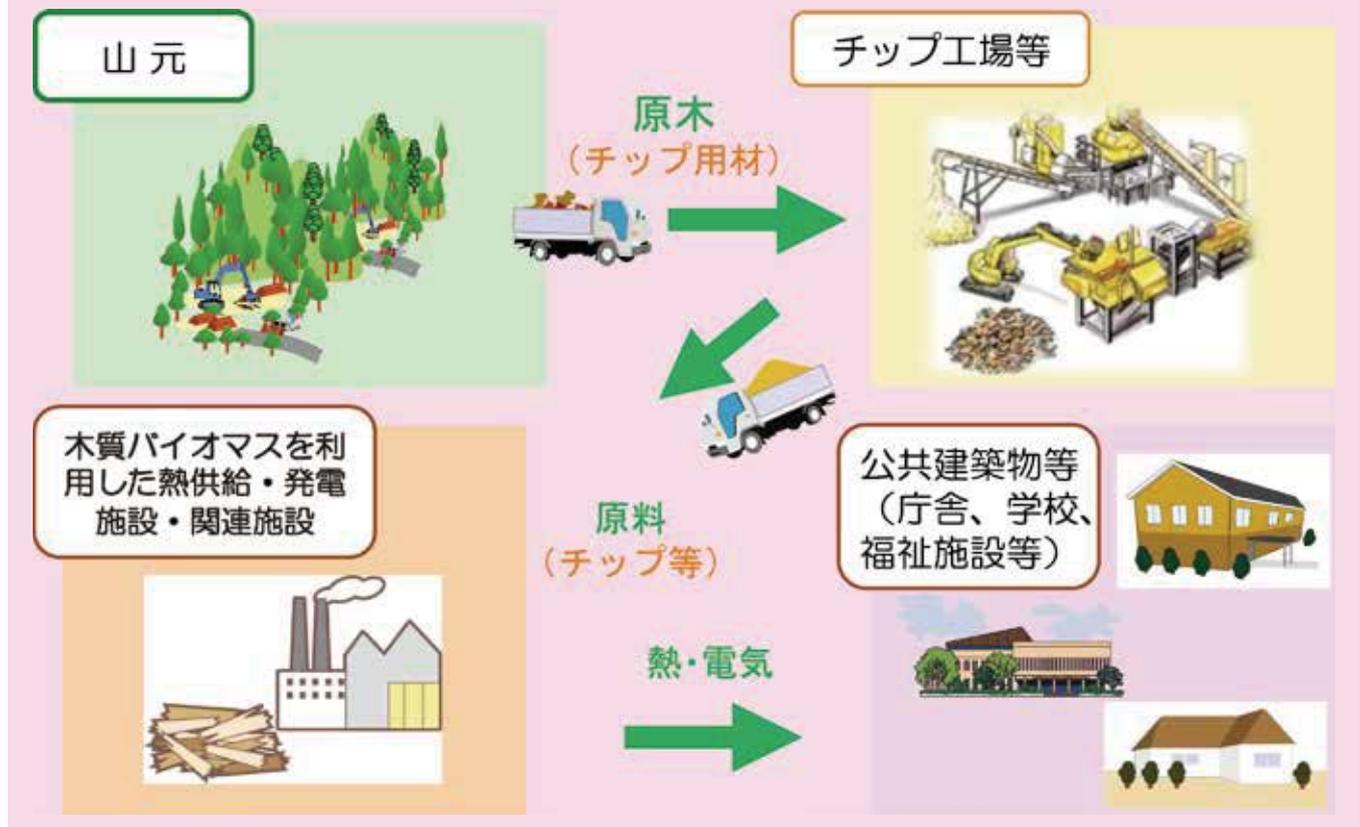
28年度予算額（案） 7.0億円

目的・意義

我が国では、伐採されながら利用されずに森林内に放置されている未利用間伐材等を持続的かつ安定的にエネルギーとして利用することが課題となっています。これらの森林資源をエネルギーとして有効活用し、低炭素社会の実現、木材利用の推進等を図るため、木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」づくりを推進します。

事業内容

原木の加工、燃料の運搬、木質バイオマスのエネルギー利用等を行うための施設をリース方式により一体的に導入し、モデル地域づくりの実証事業を実施します。更に施設の導入・運用を通じて得られたメリットや課題、その克服方法等の成果を取りまとめて公表することにより、全国における木質バイオマスを利用した地域の普及を図ります。



委託内容

1. 委託対象者：民間団体、地方公共団体等（※平成28年度は前年度からの継続事業のみ実施します。）
2. 対象事業：地域における木質バイオマスを活用したモデル地域づくりの実証事業（支出委任）

省CO₂型リサイクル高度化設備導入促進事業

(担当：大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室)

28年度予算額(案) 12.0億円

目的・意義

天然資源に乏しい我が国では、使用済製品等の都市鉱山等の活用が期待されますが、再生資源回収量の増加等に伴う二酸化炭素排出量の増加が懸念されるため、リサイクルの低炭素化と資源効率性向上を同時に進める必要があります。

本事業は、**省CO₂型リサイクル高度化設備**を導入することによって、使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び資源循環を同時に推進することを目的とします。

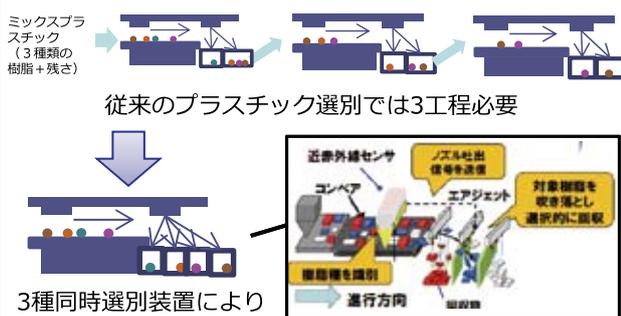
事業内容

使用済製品等の分別収集・輸送・破碎・選別・再資源化プロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための省CO₂型リサイクル高度化設備の導入に対して、補助を行います。

得られた資源は、原材料代替やエネルギー利用され、**製品製造時のCO₂削減、コスト削減、資源リスク低減に寄与**

省CO₂型リサイクル高度化設備の例

プラスチック(樹脂)の3種同時選別装置



家電等を破碎して得られるミックスプラスチックについては、従来は1種選別されていたため、3種同時選別することによりリサイクルの効率性が向上し、**選別プロセスにかかるCO₂が約10~50%削減**

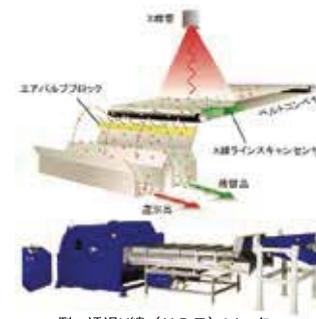
アルミ・銅の高度選別装置

アルミ等を合金単位での高度選別が可能となるため、従来の非鉄金属のリサイクルに不可欠であった成分調整に必要な**溶解・精錬プロセス等の一部を省略できるため、省エネルギー**



アルミサッシ (展伸用アルミ合金 Al, Mg, Si)

水平リサイクルが可能に



サッシtoサッシにより、サッシ製造プロセスを約80%省エネ

補助内容

【間接補助事業】

- I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付
- II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)
 1. 補助対象者：民間団体等
 2. 対象事業：使用済製品等のリサイクルプロセス全体のエネルギー起源二酸化炭素の排出抑制及び再生資源の回収効率の向上を図るための省CO₂型リサイクル高度化設備を導入する事業
 3. 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器普及促進事業(一部国土交通省・経済産業省連携事業)

(担当：地球環境局地球温暖化対策課フロン対策室)

28年度予算額(案) 75億円

目的・意義

業務用冷凍冷蔵機器については、従来温室効果の高いHFC(ハイドロフルオロカーボン)を冷媒とする機器が多く使用されてきましたが、近年の技術開発により、温室効果が極めて小さい自然冷媒(水、空気、アンモニア、CO₂等)を使用し、かつエネルギー効率の高い機器が開発されています。特に、冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンクに使用される中央方式冷凍冷蔵機器並びに小売店舗のショーケース等に使用されるコンデンシングユニットについては、近年先端技術を用いた製品開発が活発に行われており、今後は、このような先端性の高い技術を使用した省エネ型自然冷媒の冷凍冷蔵機器(以下「省エネ型自然冷媒機器」という。)を市場で普及させることが必要となっています。

こうした省エネ型自然冷媒機器を導入することによって、使用時の電力の節減によるエネルギー起源CO₂(エネルギーの使用に伴い発生するCO₂)排出量の削減と冷媒の脱フロン化によるフロン類の排出削減を同時に推進できることから、本事業の実施によりその普及促進を図るものです。

事業内容

(1) 省エネ型自然冷媒機器の普及啓発

省エネ型自然冷媒機器導入に関する社会実験(省エネ性能や顧客の評価の調査)及びシンポジウムの開催(機器ユーザーや一般消費者向け)

(2) 先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器導入補助

冷凍冷蔵倉庫、食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンク並びに食品小売店舗(ショーケース等)で用いられる省エネ型自然冷媒機器の導入に対して補助を行います。

①中央方式冷凍冷蔵機器



②冷凍・冷蔵ショーケース等



(3) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査

途上国において、省エネ型自然冷媒機器の導入に伴い発生する廃機器・廃フロンの回収・適正処理の体制を構築するための調査を行う。

補助内容

【間接補助事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付

II. 補助金の交付を受けた非営利法人からの補助(間接補助)

1. 補助対象者：民間団体等
2. 対象事業：(2) 既存の冷凍空調機器を更新する際、あるいは新設する際に、省エネ型自然冷媒機器を導入する事業
3. 補助割合：冷凍冷蔵倉庫における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/2を上限に補助(工事費を含む)。食品製造工場、化学製品製造工場及びアイススケートリンク並びに食品小売店舗(ショーケース等)における省エネ型自然冷媒機器は対象経費の1/3を上限に補助(工事費を含む。)

委託内容

1. 委託対象者：民間団体等
2. 対象事業：(1) 省エネ型自然冷媒機器の普及啓発を行う事業
(3) 途上国における省エネ型自然冷媒機器等の導入のための廃フロン等回収・処理体制構築調査を行う事業